

いまやろ! くるみん【No. 3】

平成 26 年 1 月 15 日発行

愛媛労働局雇用均等室

新年あけましておめでとうございます。早いもので、2013年度も残り2か月余りとなりました。今年も、昨年同様、仕事と家庭の両立にご尽力いただきますようお願いいたします。



事業主の皆様!! 『くるみんマーク』を取得した事業主に対する**税制優遇制度**があることをご存知ですか? 当該制度は、まもなく終了することとなっています。第3号では、税制優遇制度についての概要を発信します。もしかしたら、制度の対象となる事業主かもしれません・・・まだまだ、間に合います。ぜひ、本号をご参考になさっていただき、お気軽に雇用均等室へお問い合わせください。

昨年11月に、県内の認定企業が26社となりました!! 新たに認定された『御荘福祉施設協会』様の声も掲載していますので、併せてご覧ください。

各社の取り組み内容は、愛媛労働局のホームページに掲載されています。詳しくはこちらへ 
http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/subpagex.html

☆税制優遇制度について

『くるみんマーク』の認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物およびその附属設備(以下「建物等」)について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。

🎯 適用対象となる事業主の要件 🎯

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日の期間内に始まるいずれかの事業年度において、『くるみんマーク』の認定を受けること

🎯 適用対象の建物等 🎯

以下の①②のどちらにも当てはまる建物等が対象となります。

- ①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ②認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に (ア) 取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの、またはその期間内に (イ) 新築・増改築をした建物等

適用対象となる建物等の取得期間の例

【事業年度】10月1日～9月30日

【認定に係る行動計画期間】H23年6月1日～H26年5月31日

【認定決定】H26年7月22日

上記の場合、平成23年6月1日～平成26年9月30日が適用対象の期間となります。

事業年度

事業年度	(H23.5.31までに取得した建物等は適用対象外)		
平成22年度 (22.10.1～23.9.30)	H23.6.1	第〇期行動計画 開始	行動計画期間 ↓ 適用対象となる建物等の取得期間
平成23年度 (23.10.1～24.9.30)	〃		
平成24年度 (24.10.1～25.9.30)	〃		
平成25年度 (25.10.1～26.9.30)	H26.5.31	第〇期行動計画 終了	
	H26.7.1	認定申請	
	H26.7.22	認定決定	
	H26.9.30	※	

※認定を受けた事業年度の最終日の時点で事業のために使用されていること。

☆次世代法の延長について

法は平成27年3月31日限り効力を失う時限立法として制定されていますが、現在10年延長する方針が示されています。

平成25年12月10日に10年間の延長、新たな認定制度の創設等を内容とする検討結果が取りまとめられ、厚生労働大臣へ建議がなされました。厚生労働省としては、当該建議の内容を踏まえ、平成26年通常国会へ改正法案を提出することを目指しています。

☆「くるみんマーク」取得企業

社会福祉法人 御荘福祉施設協会 (平成25年11月12日認定)

◆育児休業取得者の声



妻の休養のためにと3日間でしたが育児休業を取得しました。

子どもの世話をしていると時間があっという間に過ぎてしまったというのが実感です。妻の大変さが身にしみてわかりました。

今回育児休業を取得させていただき、職場の方たちの協力や理解に感謝しています。

ユニット型特別養護老人ホーム自在園
生活相談員 山下 慎吾

私は、子どもが1歳になるまで育児休業を取得しました。

職場復帰にあたり、仕事と育児の両立ができるか、すごく不安でいっぱいでしたが、職場の人たちと家族の理解と協力のおかげで仕事できています。

働きながら育児のできる環境にあることに感謝しながら仕事と育児を頑張っていきたいと思っています。

特別養護老人ホーム自在園
ケアワーカー 門田 由佳



◆人事労務担当者の声

当法人では、「共に生き、共に育つ三世代の実現に取り組みます」の基本理念のもと、保育所や介護事業を展開しております。

18歳から71歳までの幅広い年齢層の職員が昼夜活躍しており、さまざまなライフステージにおいて家庭と仕事との両立は重要な課題となります。

私たちは、地域の皆様方のライフ・ワーク・バランスのお手伝いをする職業であります。よりよいサービスの提供は、自分たちのライフ・ワーク・バランスがとれてこそ実践できるのではないのでしょうか。また、職員に気持ちよく仕事に集中していただくには、ご家族の理解や協力も必要ですので、盆踊り大会や文化祭等、施設行事には子どもさんを始め、ご家族にもおいでいただき、職業理解をしていただくよう企画もしております。今回、子育てサポート企業の認定を取得しましたことは、職員の仕事への誇りになると思います。この認定に恥じないよう、さらなる労働環境の向上を図り、よりよい福祉職への成長はもとより、優秀な人材を確保して地域福祉の向上に努めたいと思っております。

事務長 檜口 展明



(社会福祉法人御荘福祉施設協会に認定証交付)
写真右：御荘福祉施設協会 清家理事長
写真左：雇用均等室 山田室長

【編集発行】

愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 TEL:089-935-5222 FAX:089-935-5223

HP:http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukinntou/k_kinto.html

国道を見下ろす高台にあり、採光、通風ともに十分な自然環境に恵まれています。